

社会福祉法人仁和波福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁和波福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、職務執行の対価として定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 理事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

4 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

5 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

6 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導もしくは監査業務に従事したときは、別表1により報酬を支払う。

(第三者委員の勤務報酬)

第5条 苦情解決第三者委員が法人及び事業所に係る苦情解決の業務に従事したときは、別表1により報酬を支払う。

(費用弁償)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払う。

2 役員及び評議員には、この法人の会議出席等に要する交通費は支給しない。

3 その他用務で出張した場合は、実費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(重複支給の防止)

第8条 役員及び評議員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、報酬及び費用の二重支給はしない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成29年6月13日(定時評議員会の議決の日)から施行する。

別表1

(円)

	会議出席	監事監査、苦情解決
理事	3,000	—————
監事	3,000	3,000
評議員	3,000	—————
第三者委員	—————	3,000